

## 社会福祉法人悠紀会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 悠紀会（以下「当法人」という）定款第2条および第8条の規定、及び評議員選任・解任委員会 運営細則第7条に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

役員等については、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

(2) 評議員選任・解任委員の報酬は理事会にて定める額とする。

(3) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月二十日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日とする。

(2) 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

(2) 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(3) 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(4) 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

付則 この規程は令和6年6月26日から施行する。

付則 この規程は令和7年6月25日から施行する。

別表

(1) 理事長 報酬 月額 50,000円

(2) 評議員

	日額
評議員会への出席等	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(3) 理事

	日額
理事会等会議への出席等	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(4) 監事

	日額
監事監査等への出席等	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(5) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円